

# Weekly Report

第290号  
平成26年12月1日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 消費税率引上げ延期による影響は

### ◆1年半延期し、29年4月に10%

安倍首相は、来年10月に予定されていた消費税率10%への引上げ時期を1年半延期し、平成29年4月にすることを表明するとともに、国民に信を問うため、衆院の総選挙が行われます（12月2日公示、14日投票）。

実際に引上げ時期を延期するには、国会で法案を成立させる必要がありますが、安倍首相は延期法案に景気判断条項は盛り込まず、再延期はしないとしています。

なお、生活必需品などに対する消費税率を低く設定する軽減税率について、自民、公明両党は、29年度からの導入を目指すことで合意しました。

### ◆税制改正や社会保障制度に影響

今回の引上げ延期の判断により、「消費税率10%引上げ時に実施する」とされていた税制改正や、社会保障制度などにも影響が出る可能性があります。

例えば、自動車取得税は、26年度税制改正大綱において、消費税率10%引上げ時に廃止するとしていましたが、29年3月まで存続される見通しで

す。

また、税率引上げで増加する消費税収を財源として27年10月から施行される予定となっていた、老齢基礎年金の受給資格期間の短縮（現行25年を10年）や、年金受給者のうち低所得高齢者等に対する給付制度（1人当たり最大月5千円）にも影響が及ぶことになりそうです。

一方、子ども・子育て支援制度は、来年4月から予定通り開始するとしています。

なお、税制改正大綱は、例年12月中旬ごろに決定されますが、衆院解散・総選挙の影響から27年度大綱は、1月上旬となる見通しです。

## 売掛金の回収・管理は事業継続の重要業務

商品（サービス）を売っても、売掛金を回収できなければ、商品の代金だけではなく、売るまでに費やしたコストも損失となるため、損失を取り戻すには同じ商品を何倍も売る必要があります。

また、回収までの期間が長ければ、資金繰りが悪化し、最悪の場合は黒字倒産に繋がりますので、売掛金の回収・管理は事業継続のための重要な業務となります。

なお、長期間滞っている売掛金がある場合は、原因を把握した上で、まず話し合いで解決を図り、支払う意思がみられない場合は、法的手段（支払督促や少額訴訟など）も検討します。

## ★★★12月のチェックポイント★★★

※歳末商戦の仕入代金・賞与・納期の特例の源泉所得税なども加味して資金繰りの確認をします。

借入金が必要ななら早めに取引銀行と折衝をします。

※年末調整で必要な「扶養控除等（異動）申告書」「保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書」および所得控除を受けるための証明書類を各社員から提出してもらいます。

※業務繁忙期の上、忘年会などが加わり睡眠不足や過労で体調を崩さないよう、社員には節制ある行動と健康管理を促すなど気を配ります。